

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成19年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成20年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成18年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成19年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金等の贈与 住宅取得資金等の贈与を受けた場合には、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。
- (2) 特定同族株式等の贈与 特定の株式又は出資の贈与を受けた場合には、特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例及び特定同族株式等特別控除の特例が設けられている。
- (3) 納税猶予 贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

3 贈与税の税率等（平成19年分）

(1) 暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額について、下の表により贈与税額を計算。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	225万円

(2) 相続時精算課税

特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税の特別控除額を控除した金額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算。

4 贈与税の主な諸控除

- (1) 配偶者控除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基礎控除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (3) 相続時精算課税に係る特別控除 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額）と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか低い金額が控除される。
- (4) 相続時精算課税に係る住宅資金特別控除 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その特定贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅資金特別控除額（限度額1,000万円）（前年までに住宅資金特別控除額を使用した場合には、1000万円から既に使用した額を控除した金額）と贈与を受けた住宅取得等資金の金額とのいずれか低い金額が控除される。
- (4) 相続時精算課税に係る特定同族株式等特別控除 原則として父母から、一の同族法人に係る株式等の贈与を受けた場合（当該株式等の価額500万円以上である場合に限る。）で、一定の要件を満たすときには、その特定贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに特定同族株式等特別控除額(500万円)が控除される。